

東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 富田哲郎 殿

最高裁決定に基づき1047名の解雇撤回・採用を求めます

国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）組合員のJR不採用をめぐり、2015年6月30日付最高裁判所決定により、「国鉄は、分割・民営化に反対する労働組合に所属する組合員を差別し、不利益に取り扱う目的、動機（不当労働行為意思）の下に名簿不記載基準を策定し、動労千葉組合員をJR東日本の採用候補者名簿に記載しなかったと推認するのが相当」「（JRに）採用された可能性は相当程度あった」とする東京高裁判決が確定しました。

不当労働行為を認めた最高裁決定に基づき、被解雇者をJR東日本に採用することを求めます。

（署名の送付先および問い合わせ先）

国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動

〒260-0017

千葉市中央区要町2-8DC会館

電話043(222)7207

FAX043(224)7197

メール doro-chiba@doro-chiba.org

お名前	ご住所